

新潟県内高速バスネットワーク無線LAN（Wi-Fi）環境整備 事業業務委託仕様書

1 業務の目的

当協議会では、県民の県内移動の利便性向上や交流人口の拡大の実現に向けて、県内高速バスを中心とした持続可能で利便性の高い都市間高速交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいる。

県内高速バスネットワークの利便性向上に向けた取組の一環として、バス車内におけるフリーWi-Fi環境を整備し、高速バス利用者の増加を図ることを目的としている。

2 委託の内容

スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を使用する県内高速バスネットワークの利用者を対象に、無線LANによる高速インターネット接続サービスを提供するため、機器導入、運用（機器の修繕や調整等を含む）、利用方法の周知、利用者又は事業者からの問合せ対応、その他本事業の実施に必要な事項を実施する。

3 対象車両

（1）機器設置の予定対象車両数

55両（ただし、契約期間中に増減することがある。）

（2）車両運用等に係る注意事項

ア 整備又は運用上の都合で、運行しない車両が発生する。

イ 車両更新が行われる際、契約期間中においても、機器の載せ替え、新規設置又は撤去が発生する。

4 機器の要件・仕様

（1）総則

設置機器は利用者が安全、快適にネットワーク接続できるものであること。また、安定的に高速かつ高品質の通信を行えるものであること。

（2）セキュリティ対策

ア 利用時のユーザー登録手段として、事業者が用意する利用規約に同意するなどのユーザー認証機能を設けること。

イ 同一アクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスが禁止されること。

ウ 通信の不正利用を防止するため、利用者の本人確認及び通信履歴の保存を適切に行うこと。

エ 電気通信事業法その他の法令に基づき、ユーザ認証、暗号化、個人情報保護、秘密保持等の対策を講じること。また、安全管理、セキュリティ確保等の体制及び仕組みが適切であること。

（3）サービス提供水準

ア 国内の通信事業者と契約していない外国人の方も含め、利用者が事前に又はその場で利用手続を行うことで、時間制限なく、無料でインターネットに接続できるサービスを提供すること。

イ わかりやすいSSIDを用いること。

ウ 無線LAN接続前に、画像広告・動画広告を利用者に対して表示する機能を有すること。

エ 無線LAN接続時に最初に表示される利用者画面は、当協議会と協議して決定すること。

オ 災害発生時などの非常時には、サービスを時間制限なく利用者に無料で開放すること。

（4）通信規格

ア 設置機器はWi-Fi認証機器を使用すること。

イ IEEE 802.11 a/b/g/n/ac に対応すること。

ウ ベストエフォートとして、10Mbps 以上の通信速度に対応すること。

(5) 公序良俗の確保

以下に掲げる種類のサイトを初期画面として設定せず、また、それらのサイトに利用者を誘導しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に定める指定暴力団等の活動の用に使用するもの。

イ 法令に違反する用に供するもの。

ウ 社会的な非難を受けるおそれがあるもの。

エ 公序良俗に反するもの。

オ その他協議会が不相当と認めるもの。

(6) バス車内の設置に係る条件

ア バス車内で発生するノイズに対して誤作動しないこと。また、当該機器から発生するノイズにより車両機器に影響を与えないこと。

イ バス車両に搭載している他の業務用通信機器が使用する電波との干渉が発生しないこと。

エ AC100V 或いは DC24V の電源に対応すること。

オ 運行による振動、車内温度変化に十分耐えられる仕様であること。

カ 営業運行の妨げになるような大きな音を車内に発しないこと。

キ 機器の消費電力は機器1台あたり概ね 20W以下とすること。

ク 機器の質量は機器1台あたり概ね 1.5kg 以下とすること。

ケ 機器の外形寸法は機器1台あたり概ね W210mm×H70mm×D180mm 以下とすること。

コ 国が定める共通シンボルマーク Japan.Free Wi-Fi の申請を行い、バス車両に掲出するためのステッカーを作成すること。

5 提供条件

(1) 契約期間及び契約解除等

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

なお、令和4年4月以降に契約を更新する場合は、当協議会の予算成立を前提として、当協議会の会計年度毎に契約することとし、契約金額は、原則、応募時の見積書による1台当たりのランニング費用（月額）に機器設置車両台数及び契約期間（月数）を乗じた額とする。

(2) 機器設置者からの契約解除

原則として、契約期間中の契約解除は不可とする。真にやむを得ず契約の解除を行う場合は、解除について当協議会の了承を得なければならない。

(3) 当協議会からの契約解除

契約期間中、機器設置者がサービスの提供を安定的に継続することが困難になった場合又は著しく社会的信用を損なうことなどにより受託者としてふさわしくないと当協議会が判断した場合、当協議会は契約を解除することができる。

(4) 設置機器の買取請求

契約期間終了後の設置機器の買取請求は不可とする。

(5) 事情の大幅な変更への対応

契約期間中、社会情勢、技術の進展状況又はバス事業の運営環境等に大幅な変更が生じた場合、当協議会及び受託者は真摯に協議の上、必要な対応を講じる。

6 履行スケジュール

受託者は、令和3年9月30日までに全ての車両に機器が設置され、一般の利用者が利用できる状態にすること。

契約期間中に車両の更新又は転籍が生じた場合は、受託者は、速やかに対応すること。

7 その他留意事項

(1) 受託者の基本的な責務

受託者は当協議会との契約期間中、インターネット接続サービスの提供を安定的に継続するものとし、みだりにサービスの提供を一時停止又は終了してはならない。

(2) ランニング費用の算定及び支払並びに機器設置数の報告

ア 受託者は、前月末日の機器設置数、当月の機器増加数及び減少数並びに当月末日の機器設置数を当協議会に速やかに報告しなければならない。その際、機器の載せ換えに関しては連続した使用とみなし、一時的な未設置状態や二重設置状態は使用料の算定に際して考慮しない。

イ ランニング費用は、バス1両あたりの月額費用と、無線LAN通信が可能な前月末日時点の車両数との積とする。

ウ 支払については、令和3年度は、合計額を令和4年3月中に支払う。

なお、令和4年度以降、契約を更新する場合、当該年度4月分から9月分までの合計額を当該年度の9月末日に、同10月から3月分までの合計額を同3月末日に支払う。

(8) プロジェクト管理者の選任

ア 受託者は、本件の履行に関する全般的な責任を持ち、プロジェクトの進捗管理を行うプロジェクト管理者を選任し、当協議会に報告すること。

イ プロジェクト管理者は、本件プロジェクトの品質を確保するとともに、期限を遵守すること。

(9) 通信記録の確認

ア 機器納品後、全ての機器で通信が出来ているか、確認を行うこと。ただし、確認を行うための手段は問わないものとする。

イ 通信が正常に実施できない場合は、機器の設定値や設置場所等の調整を行うこと。

ウ 山間部の区間などにおいて、前項の調整を行っても正常な通信が不可能な場合は、その旨、当協議会に報告を行い、了承を得ること。

(10) 利用方法の利用者への周知

無線LANの利用方法を案内するチラシ等を作成し、必要部数を提供すること。

(11) 機器の管理及び通信の品質の確保

ア 受託者は、契約期間中、設置機器の管理を行うことで、安定的に高速かつ高品質の通信を行えるようにすること。

イ 受託者は、通信が低速又は不安定になるなどの不具合を自ら検知し又は利用者等から連絡を受けた場合は、速やかに現状を調査すること。

ウ 受託者は、設置機器に故障が生じた場合、速やかに修理又は交換を行うこと。

エ 受託者は、設置機器を使用した通信に不具合が生じた場合、原因を究明し、サーバ又はネットワーク機器の増強、プログラム改修、パラメータ設定変更、設置機器の予防交換等、必要な対応を講じること。また、判明又は推定した原因と対策について、当協議会に速やかに報告すること。

オ 受託者は、自らの負担により、設置機器と同等以上の機能又は性能を有する機器に交換することができる。この場合、当協議会と協議の上、機器交換のスケジュールを定めること。

(12) 問合せ対応

ア 受託者は、本件の履行に関する協議会職員からの一元的な問い合わせ窓口を設置すること。問い合わせ窓口には電話番号及びインターネットメールアドレスを用意すること。

イ 受託者は、通信の方法や不具合等に係る一般の利用者からの問合せ対応を行うこと。原則、毎日対応できるものとし、日本語のほか、英語・中国語・韓国語で対応することが望ましい。

(13) 法令遵守等

ア 機器設置者は、国内の関係法令を遵守すること。

- イ 機器設置者は、特段の理由がある場合を除くほか、通信技術に係る国際基準及び国内基準に準拠すること。
- ウ 通信事業の実施に際して必要となる国、地方自治体等への申請、届出等は、機器設置者の責任と負担により実施すること。

8 協議打ち合わせ

業務を円滑に進めるために、本協議会と十分に協議を行い、事業を準備し、実施すること。

9 その他

本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託事業者との協議により内容を追加、変更及び削除することがある。

11 実績報告書の提出

業務完了後、業務の実績を記載した報告書を提出すること。

12 その他

- (1) 本業務の履行に関して、指揮・監督を行う責任者を定めること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、当協議会と協議し、随時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (3) 本業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守すること。
- (4) 本業務により製作される成果物の著作権は、当協議会に譲渡するものとし、成果物の構成素材（写真、イラスト等）については、当協議会が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めがない事項、又は仕様について生じた疑義については、当協議会及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正処理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。